

ふるさと納税 ネット予約クーポン約款

第1条(本約款の適用)

1. ふるさと納税 ネット予約クーポン約款(以下「本約款」という)は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が別途提供する、ぐるなびネット予約サービス及びぐるなびポイントサービス並びにぐるなびネット予約クーポンサービス(以下総称して「対象サービス」という)を現に利用している者(以下「契約者」という)のうち、当社が提供するふるさと納税 ネット予約クーポンサービス(以下「本サービス」といい、詳細は第3条に定める)に関して申込を行い、当社がこれを承諾した契約者と当社との間に適用される。
2. 本約款に基づく、当社と契約者との間の契約(以下「本契約」という)は、本サービスの利用を希望する契約者が、当社に対し申込み、当社がこれを承諾した時点で成立する。
3. 本サービスの利用については、契約者が、対象サービスを利用していることを前提とする。
4. 本約款に定めのない事項については、当社が別途定める基本約款(以下「原約款」という)が適用または準用され(以下本約款と基本約款をあわせて「本約款等」という)、本約款の定めと基本約款又は原約款の定めが相違する場合は、本約款の定めが優先して適用される。

第2条(本契約の締結及び成立)

1. 本サービスの利用申込みは、利用希望者が、当社所定の申込書及び申込画面等(以下併せて「申込書等」という)に必要事項を記入し、当社に提出又は登録することにより行われるものとする。かかる申込書等の提出又は登録をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなされる。
2. 当社は、利用希望者による申込書等の提出後、基本約款第4条(基本契約の締結及び成立)の定めに従って当社所定の審査を行い、審査基準を満たさない場合、利用希望者は、有償オプションサービスを利用することができない。この場合、当社は遅滞なく利用希望者にその旨を通知する。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができない。
3. 本契約は、当社が利用希望者による本サービスの申込を承認した時点をもって成立する。

第3条(本サービス)

1. 当社は、本サービスとして以下各号に定めるサービスを契約者に対して提供する。
 - (1) ふるさと納税クーポン発行サービス
契約者又は本サービスの対象となる店舗として指定された店舗を

運営する契約者以外の個人または法人その他の団体(以下「指定店舗等運営者」という)の所在地を管轄する自治体(以下「本自治体」という)のふるさと納税返礼品として、契約者または指定店舗等運営者が運営する店舗(以下「契約者店舗等」という)にて使用できる電子クーポン(以下「ふるさと納税クーポン」という)を発行するサービス

(2) ふるさと納税クーポン使用サービス

当社又は楽天グループ株式会社が運営するふるさと納税ポータルサイト(以下「本サイト」という)にて、本サイトを利用するユーザー(以下「ユーザー」という)が、ふるさと納税クーポンを返礼品として選択して寄附を行った場合、ユーザーが契約者店舗等への来店予約(以下「店舗来店予約」という)を行う際に、ふるさと納税クーポンを使用させることができるサービス。なお、ふるさと納税クーポン使用サービスを利用できるユーザーは、楽天IDを連携しているぐるなび会員のみとする。

2. 本サービスの詳細は、申込書等及び営業資料に記載のとおりとし、当社はこれを随時自由に見直すことができるものとする。なお、本サービスは総務省が制定するふるさと納税にかかる基準、本自治体が制定するふるさと納税返礼品にかかる要項等(以下「ふるさと納税にかかる基準等」という)に基づき仕様を決定しているものであり、ふるさと納税にかかる基準等に変更が生じた場合、当社は当該変更にあわせて本サービスの仕様も変更できるものとする。
3. 契約者が本サービスの利用を開始する場合は、本サービスの利用に用いる管理システム(以下「管理システム」という)上で本サービスの利用開始にかかる所定の操作を行う。

第4条(契約者の指定店舗等運営者に関する義務および責任)

1. 契約者が、本サービスを利用するにあたり、指定店舗等運営者が運営する店舗を本サービスの対象となる店舗として指定する場合、契約者は、契約者の責任と負担において、指定店舗等運営者から予め当該指定にかかる同意を得るとともに、指定店舗等運営者に本約款等と同等の約款(契約者が同意する当社の責任を制限する内容の約款、契約者が本約款等において負担する義務および責任に関する約款を含むがこれらに限られない)に同意させ、当該約款に定められる義務および責任を負担させ、これを遵守させる責任を当社に対して負う。当社は、指定店舗等運営者の行為および故意・過失を、契約者の行為および故意・過失とみなし、契約者に対して指定店舗等運営者の行為につきその責任を問うことができる。
2. 指定店舗等運営者が運営する店舗を本サービスの対象となる店舗として契約者が指定したこと起因または関連して当社、契約者および指定店舗等運営者との間で紛争が生じた場合は、契約者は、当社を免責し、契約者の責任と負担において、当該紛争から当社を防

御し、当該紛争を解決する責任を負う。ただし、当該紛争が当社の責に帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。

第5条(本画像等の提供)

ふるさと納税クーポンを発行するにあたり、契約者は、ふるさと納税クーポンを本サイトへ掲載するための本画像等(次条第1項に定義する)を当社に提供する。

第6条(商標・著作物等の使用)

1. 契約者は、ふるさと納税クーポンの本サイトへの掲載、又はふるさと納税クーポンの広告(以下「本目的」という)のため、当社に提供した契約者又は指定店舗等運営者に関する情報(店名、所在地、営業時間、その他対象サービス等に関する情報を含むがこれらに限られない。)、写真、ロゴ、カタログ等の画像および文章ならびに名称(以下総称して「本画像等」という)に関して、以下各号の権利を当社に許諾する。なお、当該許諾に関する対価は無償とする。

- (1) 当社が本目的に必要な範囲において、本画像等の全部または一部を、複製、翻案、公衆送信等の方法により利用すること
- (2) 当社が本目的に必要な範囲において、当社が認めた個人または法人その他の団体(以下「情報利用者」という)に対して、技術的方法の如何を問わず、本画像等の全部または一部を提供すること
- (3) 情報利用者が独自に作成し、または公開する媒体(ウェブサイト、ブログ、メールマガジン、新聞、雑誌を含むがこれらに限られず、デジタルの媒体であるかアナログの媒体であるかを問わない。また、媒体の作成または公開が有償であるか否かも問わない)において、本画像等を複製、翻案、公衆送信等の方法により利用すること

2. 契約者は、当社および情報利用者に対し、著作権人格権その他一切の知的財産権または他のいかなる権利(法律上保護される利益に係る権利を含む)をも行使せず、本画像等に関する権利を有する者にこれらを行使させないものとする。

3. 契約者は、以下の内容を保証するものとする。

- (1) 契約者が、本画像等の使用を当社および情報利用者に許諾するための正当な権利を有していること
- (2) 本画像等の被写体となった人物より、肖像権の使用許諾を受けていること及び前項に定める内容の許諾を受けていること

4. 契約者は、本画像等の使用に対し、第三者から肖像権若しくは知的財産権(著作権、商標権を含むがこれらに限られない)を侵害している旨または何らかの権利主張がなされた場合、自らの責任と負担により当該主張等に対応するものとする。

第7条(ふるさと納税クーポンの使用)

1. ユーザーが、契約者または指定店舗等運営者が運営する店舗(以下「契約者店舗等」という)において、店舗来店予約に基づき契約者店舗等の飲食サービス(以下「契約者サービス」という)の提供を受ける場合で、契約者サービスの価格の支払にふるさと納税クーポンを使用することを希望したときは、契約者はこれを受け付けるものとする。
2. 契約者は、ユーザーがふるさと納税クーポンの使用を希望したときは、ユーザーに対して、ユーザーの所持する携帯端末の画面その他当社所定の方法により、店舗来店予約に基づく契約者サービスに適用されるふるさと納税クーポンを確認し、当該ふるさと納税クーポンの使用可否を確認するものとする。

第8条(精算金の支払い)

1. 当社は、契約者に対し、別表において定める条件に従い、使用されたふるさと納税クーポンの使用額にかかる精算金(以下「精算金」という)を支払う。なお、支払に要する費用は当社の負担とする。
2. 精算金の算定およびその支払のために必要となる以下の各号の事項については、別表において定める。別表における用語の定義は以下のとおりとする。
 - (1) 使用対象取引
ふるさと納税クーポン使用の対象となる契約者サービスにかかる取引をいう。
 - (2) 使用算定基準日
使用されたふるさと納税クーポンを算定するための基準日をいう。
 - (3) 使用算定期間
当社が契約者に精算金を支払うにあたって使用されたふるさと納税クーポンを算定するための対象となる期間をいう。
 - (4) 使用算定基準価格
精算金の算定の基準となる金額をいう。
 - (5) 使用変更期間
契約者がふるさと納税クーポンの使用を変更または取消することができる期間をいう。契約者がふるさと納税クーポンを変更または取消した場合は、当社は変更または取消後のふるさと納税クーポンの使用額をもって精算金を算定する。
 - (6) 上記各号のほか精算金の算定およびその支払のために当社が定めた事項
3. 当社は、ふるさと納税クーポンの使用についてユーザーから異議があった場合には、問題が解決するまで、当該使用対象取引にかかる精算金の支払を留保することができる。この場合、当社が既に当該使用対象取引にかかる精算金を支払っているときは、契約者は当社に対し直ちにこれを返還しなければならない。

4. 契約者が第3項の預金口座を開設しないなど加盟者の責による事由により当社が精算金の支払をすることができず、当該精算金の支払期日から6ヶ月が経過したときは、契約者は当該精算金の支払請求権を放棄したものとみなす。

第9条(手数料の請求)

1. 契約者は、当社に対し、別表において定める条件に従い、本サービスの利用にかかる対価(以下「手数料」という)を支払う。なお、支払に要する費用は契約者の負担とする。
2. 手数料の請求およびその支払のために必要となる以下の各号の事項については、別表において定める。別表における用語の定義は以下のとおりとする。
 - (1) 請求対象取引
ふるさと納税クーポン使用に伴う手数料請求の対象となる取引をいう。
 - (2) 手数料算定基準日
手数料を算定するための基準日をいう。
 - (3) 手数料算定期間
当社が契約者に請求する手数料を算定するための対象となる期間をいう。
 - (4) 手数料算定基準価格
手数料の算定の基準となる金額をいう。
 - (5) 手数料変更期間
契約者がふるさと納税クーポンの使用を変更または取消すことができる期間をいう。契約者がふるさと納税クーポンを変更または取消した場合は、当社は変更または取消後のふるさと納税クーポンの使用額をもって精算金を算定する。
 - (6) 上記各号のほか精算金の算定およびその支払のために当社が定めた事項

第10条 (相殺)

当社は、契約者に対して負担する債務の全部または一部(精算金支払債務その他本約款等に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)と、契約者に対して有する債権の全部または一部(その他本約款等に基づき発生する債権を含むがこれに限られない)とを、その債権債務の弁済期の到来の有無にかかわらず、いつでもこれを対当額において相殺することができる。

第11条 (当社によるふるさと納税クーポンの変更または取消しおよび資料提供等)

1. 当社は、ふるさと納税クーポンの使用実績に疑義があると判断した場合には、契約者に対し、必要な説明および資料提供等を求めることができ、契約者はこれに応じなければならない。

2. 疑義があるものとして当社が判断したふるさと納税クーポンは、当該疑義が解消されるまでの間、ふるさと納税クーポンの使用額として算定されない。当社は、必要があると判断した場合、当該ふるさと納税クーポン額の変更または取消しをすることができる。
3. 疑義があるものとして当社が判断したふるさと納税クーポンにつき疑義が解消された場合は、当社は、当該疑義が解消された日をふるさと納税クーポンが使用された日とみなすことができる。

第12条 (契約者の義務)

1. 契約者は、ふるさと納税クーポンの使用を拒否したり、他の支払方法への変更を要求したり、他の支払方法と異なる価格その他の条件を適用したり、当社が定める以外の制限を設けたりするなど、ふるさと納税クーポンを使用するユーザーに実質的に不利となるような取り扱いをしてはならない。
2. 契約者は、自らまたは第三者と共同してふるさと納税クーポンと同種または類似のサービスをユーザーに対して提供しているときは、ユーザーその他の第三者が混同または誤解をしないよう、十分な表示および説明を行うものとする。
3. ユーザーが店舗来店予約の内容を変更又はキャンセルし、ユーザーが利用する予定であったふるさと納税クーポンが適用対象外になる等、その利用がされなかった場合は、契約者は算定基準日までに、管理システム上でふるさと納税クーポン未使用にかかる所定の処理を行う。
4. ふるさと納税にかかる基準等に変更が生じた場合において、当該変更に伴い契約者が対応すべき事項が発生したときは、当社は契約者にその旨を通知し、契約者は当社の指示に従い、速やかに必要事項の対応をするものとする。

第13条 (ユーザー情報)

契約者は、直接、間接を問わず本サービスを利用して得たユーザーの住所、氏名、性別、生年月日、メールアドレスおよび取引履歴等の個人情報並びに当社の営業秘密を、個人情報保護法、不正競争防止法その他の法令を遵守し、安全かつ適切な方法で厳重に管理し、ユーザーおよび当社が明示的に承諾した目的にのみ利用するものとし、当該目的以外にいかなる使用もしてはならない。また、第三者に開示・漏洩しないよう厳重な措置を取らなければならない。

第14条 (契約者の責任)

1. 本サービスの利用に起因しまたはこれに関連して、当社とユーザーその他の第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、契約者の負担と責任において誠実に対応するものとする。当社が当該紛争に対応した場合、当社は契約者に対し当該紛争の解決のために要した費用

全額(訴訟費用、弁護士費用等を含むがこれらに限られない)を請求することができる。ただし、当該紛争が当社の責による事由により発生した場合は、当社がこれを解決するものとする。

2. 本サービスの利用に起因しまたはこれに関連して、契約者とユーザーその他の第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、契約者の負担と責任において、当該紛争を解決するものとする。ただし、当該紛争が当社の責による事由により発生した場合は、この限りではない。

- (5) 当社が、契約者が反社会的勢力に属すると判断したとき、又は契約者と反社会的勢力との関連性が認められると判断したとき
- (6) 契約者がその営業を行うために必要な許認可を有しないときその他法令及び社会道徳等に反する行為をなしたと当社が判断したとき
- (7) その他契約者による本契約の履行が困難であると当社が判断したとき

制定日：2023年10月27日

第15条 (有効期間)

1. 本契約は、本契約成立日から2024年10月31日までとする。
2. 終了原因の如何を問わず、ユーザーが本契約終了日以降も契約者店舗等にて使用可能なふさと納税クーポンを保有していた場合、当該ふさと納税クーポンの使用期限まで、当該ふさと納税クーポンに限り本契約の定めが適用されるものとする。

第16条 (本サービスの自動停止及び本契約の終了)

契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供は自動的に停止、又は本契約は終了する。

- (1) 契約者が管理システム上で対象サービスの利用を停止した場合
- (2) 原因の如何を問わず、対象サービスにかかる契約が終了した場合
- (3) 契約者が販促プランをスタートプランに変更した場合
- (4) 本自治体のふさと納税返礼品として、ふさと納税クーポンの取り扱いが終了した場合

第17条 (本契約の解約等)

1. 契約者は、本契約期間の途中においても、別途当社が定めた手続に従い、契約の終了日の1ヶ月前迄に当社に対し本契約を終了する旨の通知をし、当該手続が完了した日をもって本契約を終了させることができる。
2. 当社は、本契約期間の途中においても、契約者に対する文書又は電子メールによる通知により、契約者への通知の到着日をもって本契約を終了させることができる。
3. 以下の場合には、当社は、契約者に対する通知により、本契約を解除することができる。
 - (1) 契約者が飲食店又は自己の営業を停止したとき
 - (2) 契約者が本約款等に違反したとき
 - (3) 契約者が第三者からのクレームに対し速やかに対処していないと当社が判断したとき
 - (4) 契約者が当社所定の加盟審査基準に適合していないことが事後的に判明したとき、又は加盟後同基準に適合しなくなったとき

別表

●ふるさと納税クーポンの精算金の支払い

1. 使用対象取引

ユーザーがふるさと納税クーポンを使用した契約者店舗等における契約者サービスにかかる取引

2. 使用算定期間

以下の2期間により算出する。

(1) 各月1日の8日前の0:00(1日を含まない)から15日の8日前の23:45(15日を含まない)まで(最終日を締日という)

(2) 各月16日の8日前の0:00(16日を含まない)から末日の8日前の23:45(末日を含まない)まで(最終日を締日という)

3. 使用算定基準価格

使用されたふるさと納税クーポン金額/件

4. 使用算定基準日

ぐるなびネット予約システムにて予約された来店日時

5. 使用変更期間/確定日

使用変更期間は来店日から6日を経過する日(来店日当日は含まない)までとする。なお、仕様変更期間の満了日をふるさと納税クーポンの使用確定日とする。

6. 精算金の支払

使用算定期間(1)について

使用算定期間内に使用算定基準日を迎えた使用対象取引にかかる精算金の合計額(使用算定基準価格に使用対象取引の件数を乗じた金額)を、締日の属する月の翌月15日(金融機関休業日の場合、前営業日)までに当社から契約者に対して支払う。

使用算定期間(2)について

使用算定期間内に使用算定基準日を迎えた使用対象取引にかかる精算金の合計額(使用算定基準価格に使用対象取引の件数を乗じた金額)を、締日の属する月の翌月末日(金融機関休業日の場合、前営業日)までに当社から契約者に対して支払う。

●手数料の請求

1. 請求対象取引

ユーザーがふるさと納税クーポンを使用した契約者店舗等における契約者サービスにかかる取引

2. 手数料算定期間

毎月1日から末日

3. 手数料算定基準価格

使用されたふるさと納税クーポン金額の15%/件

4. 手数料算定基準日

ぐるなびネット予約システムにて予約された来店日時

5. 手数料変更期間/確定日

手数料変更期間は来店日から6日を経過する日(来店日当日は含まない)までとする。なお、手数料変更期間の満了日をふるさと納税クーポンの使用確定日とする。

6. 手数料の請求

手数料算定期間内に手数料算定基準日を迎えた請求対象取引にかかる手数料合計額(手数料算定基準価格に請求対象取引の件数を乗じた金額)を、当該手数料算出期間にかかる月の翌々月初に当社から請求し、請求月の末日(金融機関休業日の場合、前営業日)までに契約者から当社に対して支払う。

※当社は、ふるさと納税クーポンの使用につきユーザーから異議があった場合、当該ふるさと納税クーポンにかかる精算金の支払を留保することができる。

※契約者は、精算金額及び手数料金額につき異議がある場合、使用算定期間及び手数料算定期間の満了後7営業日以内に当社に対しその旨を通知する。当社は、当該通知を受領した場合、契約者と協議の上、精算金額及び手数料金額を決定するものとし、金額が決定した日が属する月の翌月末日までに当該金額を支払うものとする。

※当社が契約者に対する精算金の支払いを留保する場合、当該留保にかかる精算金の支払いについては、利息は付さないものとする。

以上

制定日:2023年10月27日